

なみえ 議会だより

2014.8.1
No. 144



この笑顔を永遠に守りたい

6月定例会

6月定例会…………… P 2～P 3	議会活動の経過報告…………… P 9
意見書…………… P 3	視察研修…………… P 10
議長復職と議会の声明… P 4～P 5	6月定例会採決状況…………… P 10
決議・意見書…………… P 5	会議の出席状況…………… P 11
一般質問…………… P 6～P 9	町民の声・編集後記…………… P 12

要旨

今定例会では、専決処分の承認4件、条例の制定2件、平成26年度各会計の補正予算3件、発委2件など計14件が提出されました。審議の結果、全議案とも原案のとおり承認、可決しました。なお、審議した主なものは、次のとおりです。

専決処分の承認の平成25年度一般会計補正予算は、補助額の確定や精算見込みなどにより、歳入歳出それぞれ5億5432万1千円を増額し、総額145億1571万2千円となりました。**浪江町営大平山霊園条例の制定**は、町営大平山霊園の設置及び管理方法について定めたものです。

また、**平成26年度一般会計補正予算**は、町内に仮設防火水槽設置やバイオマス発電導入可能性調査委託料などにより、歳入歳出それぞれ8437万8千円を増額し、総額134億5137万8千円となりました。

さらに、**原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）和解案の早期受諾**に関し、東京電力(株)には早期受諾を求める決議、政府など関係機関には東京電力(株)が早期受諾を行政指導するよう求める意見書をそれぞれ可決しました。

専決処分の承認

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度浪江町一般会計補正予算(第5号))

質問 水産業デザイン実現化事業委託料の補正減額の理由は。

産業賠償対策課長 平成25年度2500万円で購入していましたが、審査から契約までの内容の協議、時間の経過により、事業の一部を次年度に繰越したため1213万2千円に減額しました。

質問 浪江町復旧・復興交付金基金からの繰入金479万1千円ですが繰入金の補正の内訳は。

総務課長 震災郷土芸能復興事業補助金225万円

減額、県外交流会259万7千円減額、野馬追出場者補助は48万3千円増額、町イチ村イチの事業の精算で42万7千円の減額です。

質問 東日本震災復興交付金の補正減額の内訳は。

総務課長 町道大町・作内線620万円減額、防災集団移転の促進事業223万8千円減額、効果促進事業408万8千円の減額です。

質問 町内の墓地環境整備委託料7452万1千円補正減額の理由は。

町民税務課長 当初の計画では2650区画でしたが、実質1819区画になったためです。

(賛成多数で承認)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について)

質問 法人税割の2・6%の引き下げは、試算ではいくらになりますか。

町民税務課長 平成25年度の課税実績からの試算で、法人税割額が約4700万円で、約1千万円の減額になる見込みです。なお、減額分は地方交付税により交付されます。

質問 軽自動車税の引き上げによる、町として影響ある台数は、

町民税務課長 26年度では全体で6221台です。

質問 軽自動車が14年経過したものについて、平成28年度から割増し課税をするとありますが、自動車取得税の引き下げや、エコカー減税の導入などを考慮しても、自動車業界に有利な税制改革を町長としてどう考えますか。

町長 国の税制改革で、上位法との整合性も必要と考えます。

討論

反対討論

今回の税条例改正は、軽自動車といった大衆が所有し、納税しているところから増税していくといった、取りやすいところから取るやりかたの極めて悪質な税制改正だといわざるを得ません。よって、反対の討論とします。

(賛成多数で承認)

条例の制定

第37号 浪江町営大平山霊園条例の制定について

由では、使用料1区画15万円は全額免除との説明を受けました。この2つの整合性は。

質問 この条例では「使用料の全部または一部を免除することができ」となっていますが、提案理

また、年間2千円の管理料の支払先は。この管理料の収支はどのような計画を考えていますか。

補正予算

議案第38号 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第1号)

質問 総務費委託金の支出計画は。

総務課長 当初において23事業計上しています。主なものは防犯管理事業、防犯カメラシステム事業、外部被ばく線量測定事業、きずな再生支援システムの委

託、今回の補正で上がっている職員宿舎の借上げ、仮設浄化槽の借上げ、仮設トイレの借上げ、休憩施設の維持管理運営、内部被ばく検査等となっています。

質問 浪江町復旧・復興基金繰入金が増額補正となつていますが、町の判断で自由に活用できますか。

総務課長 一定のしぼり

津波被災地対策課長 法

制実務の関係の内容を詰めた結果、将来的な含みを残した形の条例にしました。ただし、津波で流出した墓地の移転者に限り、全額免除となります。また、管理料2千円は町営です。納入先は町になります。現在400区画を整備しており、年間80万円の収入になります。年間6回程度の清掃委託の支出を考えています。

はありますが、復旧・復興に向けた事業に充てていきたいと思えます。

質問 バイオマス発電導入可能性調査の報告書はいつ頃になりますか。

産業賠償対策課長 平成26年度から2か年で可能かどうか採算性、環境を総合的に判断して調査する形を考えています。報告書については、今年度分については年度内提出と考えています。

(賛成多数で可決)

質問 大平山霊園の完成から引き渡しまでの全体スケジュールは、どのようになっていますか。

津波被災地対策課長 工事請負契約の工期は8月12日です。その後、公平に区画を選んでいただくために抽選を行い、なるべく早い時期の引き渡しを検討しています。

(賛成多数で可決)

浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書採択

(原文より抜粋)

浪江町は、全袋全量検査体制による食品の基準値(1キログラムあたり100ベクレル)以下であれば出荷販売しても良いと判断しているようですが、米消費者の立場からすると安易な対応です。他町のように慎重な対応をしなければ、県産米全体が風評被害を蒙らないとは言えません。

よって、浪江町の居住制限区域の米をイベント等で不特定多数に配布することについては、風評被害の払拭を目的としているものの、かえって逆効果になり新たな問題が生じる可能性がありますので、自粛することを求め、意見書を浪江町長に提出しました。



小黒敬三氏の議員失職処分取り消し

「議長に復職」県が裁決

町議会は3月定例会で、議員資格審査特別委員長の報告のとおり「小黒議員は、議員の兼業禁止に該当し、議員資格を有しない」ことを可決しました。議員失職の処分を受けた小黒氏は、県に不服審査申立てを行い、6月23日に「(小黒氏が取締役を務める)会社全体の請負額に占める町からの請負額は数%で、判例などにより兼業禁止に当たらない」と県は判断し、町議会の処分を取り消す裁決を出しました。

小黒氏は議員失職した3月19日にさかのぼって議長に復職し、現議長の吉田議員は議長職を解かれました。

なお、県からの裁決書の要約は次の通りです。

審査申立人 小黒 敬三
処 分 庁 浪江町議会

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成26年4月2日付けで提起された、処分庁が平成26年3月19日付けで地方自治法第127条第1項の規定により申立人が法第92条の2の規定に該当するとした決定(以下「原処分」という。)に係る審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成26年3月19日付けで行った原処分は、これを取り消す。

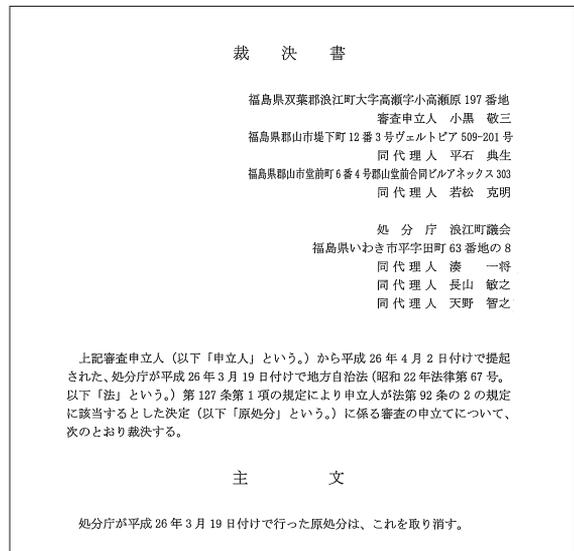
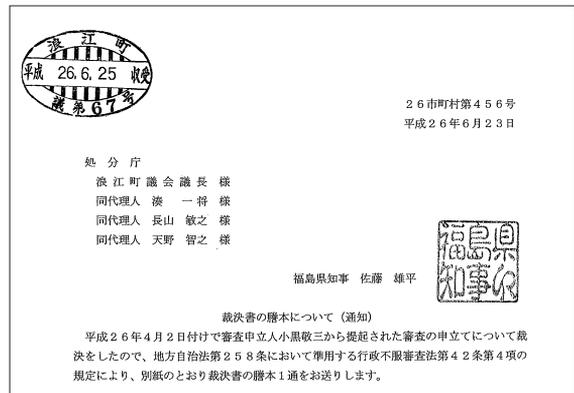
裁決の理由

株式会社小黒設備工業(以下「本件会社」という。)の浪江町に対する請負比率は、第47期事業年度(平成24年7月から平成25年6月)は0.89%、第48期事業年度(平成25年7月から平成26年6月。ただし、年度途中により決算がなされないため、平成25年7月から平成25年10月とする)は3.4%であり、本件最高裁判決の請負比率を比較してもはるかに下回るものであり、当該請負比率をもって、浪江町に対する請負は、本件会社の業務の主要部分を占めているとは認められず、その重要度が申立人の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる程度にまで至っているとはいえない。

したがって、本件会社は法第92条の2の規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらないと判断する。

以上のとおり、本件会社が、法第92条の2にいう「主として同一の行為をする法人」には当たらないことから、申立人は、「主として同一の行為をする法人の取締役」とはいえず、法第92条の2の規定には該当しないため、法258条にて準用する行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年6月23日



福島県知事 佐藤 雄平

県の裁決を受け町議会としての声明文を公表

行政運営・議会運営の公平性と議員の「兼業禁止」問題に対する浪江町議会の声明

地方自治法第92条の2は議員の兼業禁止を定めている。

このことは、選挙において選ばれた議員は住民代表として議会を構成し、自治体としての意志を形成するという、特別な責任を負っている。従って、公平、公正な立場で行政運営に関与し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

浪江町議会は、平成26年3月定例会において、地方自治法第92条の2の規定、いわゆる「議員の兼業禁止」について、「普通地方公共団体の議員について兼業が禁止されているのは、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼす立場にある。したがって、兼業禁止の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することにある。」との立場を確認した。

しかしながら、「公共事業の請負が、法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公平、適性を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度まで至っているかどうかが判断の基準

とする、県知事裁決が示された。

我々浪江町議会としては、「公平、公正な行政運営」という立場から「議員の兼業禁止」の根本的精神が根底から損なわれたものと判断する。

本来、法92条の2の主旨は行政運営・議会運営の公平性を求めるものであり、議員はこれを遵守すべきことである。請負量の金額の問題や「主として同一の行為をする法人」に当たるか当たらないかという判例や行政実例などに基づく前に、議員としての倫理性、綱紀粛正を持つべきことが住民の付託に応えるべく前提となるものである。

我々浪江町議会としては、今後、議員の倫理条例等を制定のため、特別委員会の設置に向け取り組んでいくことを確認した。これからも公平、公正な行政運営の目的遂行のために全力を傾注していくことを内外に表明するものである。

平成26年7月9日

福島県双葉郡浪江町議会

原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議・意見書 (原文より抜粋)

原子力損害賠償紛争解決センターは浪江町民の集団申立てに対し

- 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大
- 正常な日常生活が長期にわたり疎外された高齢者の精神的苦痛の増大
- 被ばく不安にかかわる個別事情の考慮

など、被害の実態に沿った和解案を提示しました。

それを受け、代理人である浪江町は町民説明会を開催し、和解案の正式受諾を決定しました。

東京電力(株)は「原子力損害への賠償に向けた取り組み」の一つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「手続きの迅速化などに引き続き取り組む」と宣言しており、一日も早く解決するのが事業者の義務といえます。

ところが、東京電力(株)は回答期限の更なる延長を求め、不当にも事案解決の引き延ばしを計っています。

よって、東京電力(株)の遅延行為に厳しく抗議するとともに本和解案を速やかに受諾することを強く求めることを決議しました。

また、関係機関に早期受託を行政指導するよう求め、意見書を送付しました。

これを受け、6月23日に東京電力(株)、文部科学省、経済産業省などに要求・要望活動をしました。

要求活動後、東京電力(株)からADR和解案に対し全面拒否ともいえる回答がありました。今後、和解案を尊重するよう、町と連携し強く求めていきます。



磯崎経済産業大臣政務官へ



文部科学省で田中研究開発局長へ



東京電力(株)新妻常務執行役へ

6議員が質問

■佐々木 恵 寿

- (1) 避難先の住居確保について
- (2) 東電原発事故の損害賠償について
- (3) 汚染廃棄物処理の進捗について
- (4) 荒廃家屋の認定基準緩和への対応について
- (5) 浪江町の復興計画について
- (6) 被ばくを含めた町民の健康管理について
- (7) 広報・広聴事業の充実について

■紺 野 榮 重

- (1) 避難解除に向けて
- (2) 復興計画の件
- (3) 道路整備の件
- (4) 介護福祉の件
- (5) 町内宿泊の件
- (6) 放射線検査の結果と今後の対策

■松 田 孝 司

- (1) 現在の避難生活環境について
- (2) 復興公営住宅について
- (3) 復興に向けて

■渡 邊 泰 彦

- (1) 浪江町の商工業の復興について

■若 月 芳 則

- (1) 本格除染終了時における受け渡し(居宅、宅地、農地)について
- (2) 引き渡しの際放射線量を町民自らが確認できる機材の確保は
- (3) 試験田植えを実施して見えてきたことに関する質問
- (4) ADR案件に関する事

■馬 場 績

- (1) 原発問題について
- (2) 賠償問題について
- (3) 自動車税の減免について
- (4) 災害公営住宅と被災者支援について
- (5) 医療・介護・健康問題と対策について
- (6) 改憲策動と集団的自衛権について

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。

一般質問

町政と問

このページには質問した議員の質問事項が掲載されています。
議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問、答弁を合わせて550文字以内に要約しておりますので、ご了承ください。



佐々木恵寿 議員

浪江町復興まちづくり計画の具体化は

質問 権現堂の復興を考えると「解体除染」

や土地利用計画の策定、区画整理事業、道路網の整備など復興まちづくりに必要な手法をどのように構築していきますか。町長のリーダーシップをどう発揮しますか。

町長 意見を聞くばかりでなく、町のある程度の方向性を示して行きたいと思えます。

質問 権現堂地区を双葉郡北部の復興拠点の中心に計画しています。具体的に加速すべきと思えますが。

Q 権現堂の復興は未来へのまちづくりの第一歩であると考えますが

A 今年は復興が見える形に進めていきます

町長 今年は復興が見える形にする年です。復興拠点になるデザインを描いていきたいと考えています。

半壊以下の荒廃家屋の解体は政府負担で行うべきでは

質問 荒廃家屋の認定

基準緩和について、国は、家屋解体費用の国が負担する基準を緩和するとしていますが、家屋の解体を国の費用で行うかどうかや、雨漏り・カビなどに関しても被害認定基準に明記することになりますか。

町民税務課長 環境省による解体は、雨漏り及びこれに伴うカビ、鳥獣の糞尿による汚染等がある家屋についてはほとんどがこの基準になると予想しています。

避難先としての宅地造成・分譲地の必要性は

質問 避難先として安

価に土地を提供できる宅地造成・分譲地を設けて住民サービスを確保し、被災者同士が顔を合わせることが出来る住居エリアとともに商業エリアを設定して、安心して避難生活を送れるようすべきと考えますが所見を伺います。

町長 他の自治体に直接宅地造成事業を行うという事は、町の資産形成をするということになります。財源を考えますと実現には大きな課題があると考えています。



紺野 榮重 議員

Q 29年3月帰町予定ですが町長はどの時点で本庁勤務と考えていますか

A 町の状況を総合的に判断し、適切な時期に本庁勤務と考えています

質問 解除前に一時宿泊を許可し、徐々にその期間を延長していく事が復興の一步と考えますが。

帰町準備室長 現時点では、特例宿泊の実施は困難です。段階的に考えていきます。

質問 職員の宿泊、通勤、精神ケアの対応は。

総務課長 南相馬市に職員宿舎を確保します。職員の「心の健康管理」に十分配慮します。

復旧・復興計画は

質問 津波被災地の土地利用としての災害記念公園、スポーツ増進エリアの計画に無理はありませんか。

復興推進課長 今後、それらの土地利用を中心に、「復興まちづくり計画」に基づいて整備する施設の内容、規模、財源の手当て等様々な面から検討します。

質問 国道114号第二工区拡幅計画の概要は。

復興推進課長 平成27年度以降着手の予定です。具体的な検討はこれからになります。

質問 浜街道の延伸についての状況は。

復旧事業課長 県道長塚・請戸・浪江線交差点から小高区の未整備区間の概略設計を発注し、ルートのご検討を実施しています。

放射線検査の結果と今後の対策は

質問 安全基準の考え方は。

健康保険課長 線量の大小にかかわらず原発事故による安全基準はないと考えます。

質問 ガラスバッチ回収結果の分析と今後の対策は。

健康保険課長 すべてにおいて健康に及ぼす数値のほうはいいですね。飲食等には十分に注意し、健康手帳の活用、自己管理に努めてほしいと考えます。



松田 孝司 議員

Q 孤独死防止対策の活動状況と計画をどう考えていますか

A 今後は見守りを広げ、連携協力して予防していきます

質問 現在、高齢者や体の弱い人を重点的に訪問しているようですが、現在の活動状況これからの活動計画をどう考えていますか。

町長 限界があると痛感しています。今後は出会いの機会を創出し、見守りの幅を広げ、各関係機関と連携協力のもと訪問活動を実施すると同時に、「ぎずな」を再構築し予防していきたいと思えます。

ペット愛好家の復興公営住宅入居は

質問 復興公営住宅入居第1期募集では、ペットを飼っている人は対象外とされています。ペット愛好家の入居募集も平等にして欲しいとの要望の声が多いですが。

復興推進課長 第2期以降の募集で整備を予定していますが、まだこの復興公営住宅になるということ

は公表されていません。今後とも県と協議を進めていきます。

復興推進課長 役場職員を入居させるということについては、希望している住民の入居の妨げにもなりかねませんので、難しい状況にあると思います。

バスによる一時立入り増回の要望がありますがその対応は

質問 帰還困難区域の車での一時立入りも、年に15回以内になりました。バスによる立入りも、月1回から数回にして欲しいとの要望が多いですが。

生活支援課長 高齢者の長時間の移動や自宅内の片付け等は、肉体的にも負担が大きく、月1回2時間以内の立入りが妥当だと思えます。



仮設住宅を散歩するペット愛好家

質問 桑折駅前仮設住宅では役場職員も入居して、いろいろと住民を支えてくれたりしました。



渡邊 泰彦 議員

Q 浪江町の商工業の将来をどのように考えていますか

A 町の復興のために、商工業の復活は不可欠と考えます

質問 商工業者の事業再開の状況は、原発事故から3年以上が過ぎても全体の30%です。南相馬市では、経産省から出向している職員が、支援事業・補助事業・税の優遇措置・融資制度の有利な組み合わせを商工業者に紹介して、事業の再開に効果を上げています。町はどのように対応しますか。

逸失利益の損害賠償打ち切りへの対応は

質問 東京電力は賠償項目の中で、営業損害・利益損失の賠償を、平成27年2月で打ち切ること考えています。町としてどのように対処する考えですか。

産業賠償対策課長 営業損害の終期は、「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日

質問 国は、震災及び原発事故は落ち着いたと判断しているのか、申告納付等の期限を平成27年3月31日までとしています。町は対応をどのように検討していますか。

申告納付等の延長措置の打ち切りへの対応は

で」と考えるのが合理的です。国・東京電力に適正な賠償を求めています。

町民税務課長 納税される町民の負担等を、十分に考慮して、広報措置や体制を整えてから、延長措置を解除するようにお願いしています。今後は国税庁との協議の中で、現況を踏まえて検討したいと考えています。



事業再開に向けて



若月 芳則 議員

Q 除染後の引き渡し方法は

A 除染結果報告書の説明をもって引き渡しとなります

質問 本格除染が酒田行政区をはじめとして立野下、高瀬行政区で開始されましたが、完了した際の引き渡しについての説明がありません。具体的にどのような形をとるのですか。

質問 「現地立会い説明」、「避難先訪問説明」、「郵送後電話説明」のうち、いずれかを決めていただき、後日希望の方法により「除染結果報告書」の説明をもって引き渡しとなります。

引き渡しを受け入れの指針は

ふるさと再生課長 除染終了後、除染業者より関係者個別に除染完了した旨のお知らせと除染結果の方法確認のための電話連絡を行います。その

質問 除染後説明を受けても、その結果が受け入れ妥当か判断できる知見を持ち合わせていません。町は、ガイドラインを示す考えはありますか。

ふるさと再生課長

年間1ミリシーベルト以下になることを長期的目標としています。放射線量や地形等の条件によって除染の結果は一律でないため、目標値を設定することは

ADR請求弱者への対応は

質問 介護施設入所や病院等に入院していたため、ADR申立てに参加できなかった町民のための2次申立てへの考えは。

産業賠償対策課長

法定後見人制度の適用も視野に福祉全体として最善の方法を見極め、ご家族や施設担当者など関係機関と調整しながら対応したいと考えています。



馬場 績 議員

Q 解釈改憲と集団的自衛権に
対する見解は

A その時々々の政権によつて変更できる
ものであつてはならないと考えます

質問 憲法は主権在民
と基本的人権の保障、平和
主義が原理原則。私は解釈
改憲で、「戦争する国」に突
き進むことなど断じて許す
ことはできません。「平和
憲法をいかに生かすか」町
長の政治的決意をお示しく
ださい。

ADR和解案受諾と
今後「参加希望する
町民」の対応は

質問 提示された和解
案は「原発事故との相当因
果関係」を正当な第三者機
関（原子力損害賠償紛争解
決センター）が申立ての一
部を認めたものであり、東
電の回答延期は許されませ
ん。

町長 憲法とは、国家
権力を制限して、国民の基
本的人権を守る国の基本法
です。集団的自衛権の行使
についても、我が国が他国
に誇れる平和憲法の根幹の
問題であり、正当な国民的
議論をすべきと考えます。

②まずは和解案決定に全
力を尽くします。その
後弁護団と協議し、早
急に不参加の町民に通
知し、対応を協議しま
す。

ストレス障害・震災
関連死対策を

質問 ある調査によ
れば、アンケート回答者
の57・7%が「心的外傷
後ストレス障害」の心配
があるといわれていま
す。震災関連死の要因分
析と対策は。

①東電にどう受諾させます
か

②申立てに参加しなかつた
町民を今後どう救い上げ
ますか

町の今後の対応は。

産業賠償対策課長

①信義に反すると考え、抗
議するとともにADRに
東電を強く説得するよう
求めました。

介護福祉課長 きめ細
やかな総合相談体制が必
要です。現在、専門家の
増員を県に求めています。

議会活動の経過報告 5月1日～7月31日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各常任委員会・議会運営委員会を除く)

5月

- 13日 行政視察（第一原発など）
- 14日 広域圏組合・保健衛生常任委員会（広野町）
- 15日 "・総務常任委員会（"）
- 議会報編集特別委員会
- 町村議会広報研修会（郡山市）
- 19日 広域圏組合・総務常任委員会（広野町）
- 22日 全員協議会
- 文教・厚生常任委員会
- 双葉郡選出県議会議員との意見交換会
- 26日 広域圏組合・議会運営委員会（広野町）
- 27-28日 全国町村議会議長会（東京）
- 30日 広域圏組合・定例会（広野町）

6月

- 3日 議会運営委員会
- 県町村議会議長会定期総会（福島市）
- 10日 定例会本会議 開会
- 11日 "
- 17日 " 閉会
- 23日 ADR和解案早期受諾要求活動（東京）
- 27日 復興副大臣・政務官との意見交換会（福島市）

30日 議会運営委員会

7月

- 1日 広域圏組合・臨時会（広野町）
- "・議会運営委員会（"）
- 3日 議会報編集特別委員会
- 7日 全員協議会
- 議会運営委員会
- 議会報編集特別委員会
- 8日 議会運営委員会
- 9日 全員協議会
- 議会運営委員会
- 議会報編集特別委員会
- 10日 "
- 14日 全員協議会
- 17日 議会運営委員会
- 23日 臨時会
- 議会運営委員会
- 全員協議会
- 25日 ADR和解案早期全面受諾要求活動（東京）
- 28日 常磐自動車道等建設促進期成同盟会合同大会及び要望活動（東京）

視・察・研・修

4月21日に、相馬市・新地町仮設焼却炉と2か所の災害公営住宅（相馬市程田明神前団地、南相馬市西川原団地）、5月13日には、東京電力福島第一原子力発電所の現状といわき市の復興公営住宅モデルルームをそれぞれ視察しました。



相馬市・新地町仮設焼却炉



相馬市程田明神前団地



南相馬市西川原団地



福島第一原子力発電所内



いわき市の復興公営住宅モデルルームと間取り



6月定例会の採決状況

議案番号	件名	議決結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度浪江町一般会計補正予算(第5号))	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について)	承認
議案第36号	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第37号	浪江町営大平山霊園条例の制定について	原案可決
議案第38号	平成26年度浪江町一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第39号	平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第40号	平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
報告第1号	平成25年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について	報告
報告第2号	平成25年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告
陳情第2号	浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める陳情書	採択
発議第1号	浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書(案)	原案可決
発委第3号	原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議(案)	原案可決
発委第4号	原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める意見書(案)	原案可決
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

会議の出席状況

(○:出席、×:欠席)

●本会議・全員協議会

議席 番号	氏名	4/24	5/22	6/10	6/11	6/11	6/16	6/17	7/7	7/9	7/17
		全協	全協	本会議	本会議	全協	全協	本会議	全協	全協	全協
1	渡邊 泰彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	佐々木勇治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	鈴木 幸治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	小黒 敬三	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○
5	平本 佳司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	松田 孝司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	山崎 博文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	佐々木恵寿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	泉田 重章	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	佐藤 文子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本会議：議場での会議（議会の意思を決める会議）、全協：全員協議会

●総務常任委員会

	氏名	6/12
委員長	紺野 榮重	○
副委員長	佐々木勇治	○
委員	小黒 敬三	/
〃	佐藤 文子	○
〃	三瓶 宝次	○

●産業・建設常任委員会

	氏名	6/12	6/13
委員長	若月 芳則	○	○
副委員長	平本 佳司	○	○
委員	松田 孝司	○	○
〃	佐々木恵寿	○	○
〃	吉田 数博	○	○

●文教・厚生常任委員会

	氏名	5/22	6/12
委員長	山本幸一郎	○	○
副委員長	渡邊 泰彦	○	○
委員	鈴木 幸治	○	○
〃	山崎 博文	○	○
〃	泉田 重章	×	×
〃	馬場 績	○	○

●議会運営委員会

	氏名	4/24	5/13	6/3	6/16	6/17	6/30	7/7	7/8	7/9	7/17
委員長	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
副委員長	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委員	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●議会報編集特別委員会

	氏名	5/15	7/3	7/7	7/10	7/14
委員長	山崎 博文	○	○	○	○	○
副委員長	佐藤 文子	○	○	○	○	○
委員	渡邊 泰彦	×	○	○	○	○
〃	佐々木勇治	○	○	○	○	○
〃	平本 佳司	○	○	○	○	○
〃	松田 孝司	○	○	○	○	○

※7月18日以降の会議については、原稿〆切後の開催のため次号に掲載します。

町民の声



菊地 孝さん
(川 添)

責任の所在を 明確にし 「ふるさと浪江」を 返してほしい

浪江を追われて早3年5か月になる。今の街の姿を見るたびにあまりにも変わり果て、ゴーストタウンと化してしまった町には今は帰る気がしない。いったい私たちは町民が「ふるさと浪江」に帰れる日が来るのだろうか。いつまで待たばいいのだろうか。

総理大臣はオリンピック招致のプレゼンで事故を起こした東電第一原発は「完全にコントロールさ

れている」とはっきり言い切った。「ところがどうだろう」。毎日放射線漏れ、汚染水漏れのニュースを耳にする。我々避難者には絶望感だけが広がり、認知症、生活習慣病など心労が積み重なっていくばかりだ。

中間貯蔵施設説明会後の担当大臣のあの言葉は、避難民を奈落の底に突き落とすような冷たい一言だった。テレビ新聞等では復興を加速すると口には出すが、政府の復興に対するスピードは廃車寸前の車にも劣るスピードに見えてならない。

事故原因者の東電は勿論、国策で原発事業を進めてきた国にも重い責任が有るのは当然である。責任の重さをもう一度肝に銘じ、初心に返り我々避難者が一日も早く希望の持てる暮らしが出来るよう、最優先に推し進めてほしいと心から願ってやまない。

編集後記



慣れない生活環境の中、異郷の地でお盆を迎えること早4年目。さぞやご先祖様は出迎えもなく苦虫を噛み潰しているかも知れません。

自然の摂理に遵わず未知の原子力発電というパンドラの箱を開け、「古里」を汚した事に対するの災禍を、私たちに試練として与えているのかも知れません。

いつの日か自然豊かな「古里」を取り戻したいとの思いで、これからも残された希望に向け町民の皆様と共に勤しんでいきたいと思えます。

(記・松田 孝司)

議長 小黒 敬三
委員長 山崎 博文
副委員長 佐藤 文子
委員 渡邊 泰彦
委員 佐々木 勇治
委員 平本 佳司
委員 松田 孝司